

令和3年9月

定例教育委員会会議

会議録

令和3年9月3日開催

会 議 録

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|--|---|
| 開催日時 | 令和3年9月3日（金） | 午後2時 午後3時 1分 | 開会 閉会 | | |
| 場 所 | 旭川市教育委員会 会議室 | | | | |
| 出席者 | 教育長 及び委員 | 教育長 黒蕨 真一， <small>教育長職務代理者</small> 本田 哲嗣，委員 滝山 義之 委員 近藤 美保，委員 山崎 與吉 | | | |
| | 事務局 | 説明員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 適正配置担当課長 熊谷 修 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 学校保健課長 中瀬 恭子 </td> <td style="width: 50%;"> 社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 文化振興課長 高桑 和寿 文化ホール担当課長 林 克秀 </td> </tr> </table> | 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 適正配置担当課長 熊谷 修 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 学校保健課長 中瀬 恭子 | 社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 文化振興課長 高桑 和寿 文化ホール担当課長 林 克秀 |
| | | 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 適正配置担当課長 熊谷 修 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 学校保健課長 中瀬 恭子 | 社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 文化振興課長 高桑 和寿 文化ホール担当課長 林 克秀 | | |
| 事務局 職員 | 教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健史 | | | | |
| 傍聴者 | 0人 | | | | |
| 公開・非公開の別 | 一部非公開 | | | | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択理由の公表について ・議案第2号 令和3年度旭川市文化賞受賞者について ・報告第1号 旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について (2) サウンディング型市場調査の実施について (3) 川村カ子トアイヌ記念館施設整備に係る基本構想について 6 その他 7 閉会 | | | | |

| 審 議 内 容 | |
|---------|--|
| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
| 教 育 長 | <p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年9月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p> |
| 教 育 長 | <p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、近藤委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p> |
| 教 育 長 | <p>会議録ですが、令和3年6月定例教育委員会会議（令和3年6月25日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>ありません。</p> |
| 各 教 育 長 | <p>御意見がありませんので、令和3年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> |
| 各 教 育 長 | <p>「異議なし。」と認め、令和3年6月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和3年7月定例教育委員会会議（令和3年7月29日開催）及び令和3年8月定例教育委員会会議（令和3年8月19日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> |
| 各 教 育 長 | <p>「異議なし。」と認め、令和3年7月定例教育委員会会議及び令和3年8月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択理由の公表について」、議案第2号「令和3年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法令第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p> |
| 各 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> |
| 各 教 育 長 | <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択理由の公表について」、議案第2号「令和3年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告</p> |

第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

《 報告事項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

学校教育部次長

報告事項（2）「サウンディング型市場調査の実施について」、報告願います。

本市では、行財政改革推進プログラム2020を策定しており、持続可能な財政運営と行政サービスの維持のため、民間活力を活用し、施設等のサービスの向上と効率的な管理運営体制の検討を推進しているところですが、この度、検討を効果的に進めるため、市有施設を対象にサウンディング型市場調査を実施することとなりました。

サウンディング型市場調査につきましては、市場性の有無の把握や様々なアイデアの意見収集、さらに、行政では気付きにくい課題把握などを行うための手法の一つとなっています。

教育委員会所管施設のうち、対象とする施設は10施設でございます、このうち、廃校施設を除く9施設において、民間活力の活用や効率的な管理運営体制の検討のための調査を行います。

なお、公民館は現在本館14館、分館10館がありますが、指定管理者制度を導入している公民館と社会教育部が建物全体の管理を行っていない公民館を除いた7本館、8分館を調査対象とします。

また、小中学校の廃校施設につきましては、現在8施設ありますが、今回は、そのうち特に利活用の照会等が多い旧千代ヶ岡小学校及び旧神居古潭小中学校を対象に、新たな土地、建物の利活用方法の検討のための調査を行いたいと考えております。

スケジュールにつきましては、現時点の予定では、9月から当該調査の参加者をホームページ等で募集し、10月に説明会や現地見学会を行った後、11月に参加者との対話を実施します。

当該調査の結果につきましては、令和4年1月に公表を予定しており、まとめ次第、教育委員会会議で御報告させていただきます。

教 育 長

報告事項（2）「サウンディング型市場調査の実施について」、御意見、御質問等がありますか。

滝山委員

これは、将来的に外部委託を全面的にするために行うのですか。

学校教育部次長

調査後につきましては、様々な手法が民間から提案されることになると思いますが、例えば、施設であれば管理委託などが提案されたり、廃校舎では、ニーズに応じた利活用の方法が提案され、これを受けて検討していく形になると思います。

滝山委員

例えば、図書館について外部委託したり、民間活力を活用するとしたら、どのようなイメージになるのでしょうか。

社会教育部長

他の事例ですと、TSUTAYA図書館では、民間を活用して図書館を運営することもあります。我々がそれを目指すための調査ではなくて、様々な提案を受けて、その内容を検討しながら進めていくことを考えております。

教 育 長

図書館は今回のサウンディングでは、全面的な委託について調査項目としておらず、施設によってサウンディングにかかる調査項目が違うところがあります。

社会教育部長

各施設で、聞きたい内容が仕様によって異なっております。

滝山委員

民間企業ということは、利益追求を目的とした企業が対象なのですか。

社会教育部長

特にそのような制限はしておりませんが、民間企業でありますので、一

| | |
|------------------------------------|--|
| 本 田 委 員 | <p>定程度利益を求める部分が前提としてあるかと思えます。</p> <p>まず、自己評価が前提となって、その後他の視点から行財政改革のために委託するという考え方になるものと思えます。委託した先が民間企業ということはあるかもしれませんが、結果が最初からそこに向けられているのではなく、市の行財政改革が目的かと思うのですが、いかがですか。</p> |
| 学 校 教 育 部 長 | <p>本田委員のお話のとおりで、まずは、アイデアを広く募集するというこを目的としています。</p> <p>提案を受けたものをそのまま委託するのではなく、民間が持っているノウハウやアイデアをいただくものです。そのアイデアを元にこれができる、これならできる、こういったことなら住民の福祉が向上するといったことを考える、その材料を募集するための調査です。</p> |
| 本 田 委 員 | <p>この調査は住民サービスを向上させるために行っているということを周知していく必要があると思えます。利用者を増やして、より充実した生涯学習につなげていけることが一番だと思います。人件費などを削ることも大事なことです。市民にとって良い施設であることが分かるような結果になってくれることを期待します。</p> |
| 教 育 長 | <p>実施に当たっては、施設の概要、現状や課題を前提にしながら進めていくこととなります。この取組全体は、行財政改革推進プログラムの中に位置付けられており、市の行財政改革の取組の一環として行っているものですが、意見をいただいた後、具体的な検討が出てくることをしっかりとわきまえながら進めていく必要があります。</p> |
| 近 藤 委 員 | <p>様々なアイデアが出てくると思うのですが、それを全部公表する予定なのですか。</p> |
| 学 校 教 育 部 次 長 岩 崎 社 会 教 育 部 次 長 | <p>公表の方法については、現在検討しているところです。</p> <p>他都市の社会教育施設でサウンディングをしているところでは、いろいろな意見を集約して公表しているところもありますし、全て細かいところまで公表しているところもあります。1、2社からしか意見がなければ全部公表するところもあるので、それはサウンディングの仕方によって、企業が提案する意見も様々かと思えます。</p> |
| 近 藤 委 員 | <p>自分たちができることは改善して、民間活力を入れていくことは検討してということですね。ある施設に興味を持った方が、このアイデアを取り入れたら良いのではないかという意見が出てくることを想定しているのですか。</p> |
| 学 校 教 育 部 長 | <p>いただいた意見の中で、我々がそれを具体化するための検討に入っていくことになるので、そのときにお話をお聞きしていく場面が出てくるのではないかと思います。</p> |
| 教 育 長 各 委 員 教 育 長 | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（2）「サウンディング型市場調査の実施について」は、報告を受けたこととします。</p> |
| 文 化 振 興 課 長 | <p>次に、報告事項（3）「川村カ子トアイヌ記念館施設整備に係る基本構想について」、報告願います。</p> <p>令和元年度に創設された国のアイヌ政策推進交付金を活用し、アイヌ記念館の施設機能の充実に対する支援を行うことの計画につきましては、令和2年2月定例教育委員会会議にて御報告しておりました。</p> <p>施設整備の内容に係るアイヌ記念館との協議に時間を要しておりましたが、この度、新たなアイヌ記念館の概要やその事業費に関する基本構想を作成しましたので、御説明いたします。</p> <p>まず、川村カ子トアイヌ記念館施設整備の背景と基本構想の目的ですが、本市は、令和元年度に作成した旭川市アイヌ施策推進地域計画において、アイヌ文化の理解の促進、アイヌ文化の保存と伝承、アイヌ文化を生かした産業や観光の振興を基本方針とし、保存・伝承活動の拠点となる施設の</p> |

充実などを施策の方向と位置付けております。地域計画の目標であるアイヌ文化を生かすまちづくりの推進に当たり、関連施設としては、本市の博物館と市民生活館に加え、近文地区で100年の歴史を持ち、アイヌの人々が自ら運営し、来館者と顔の見える交流を通じた活動が可能な川村カ子トアイヌ記念館は重要な拠点施設になると考えております。しかし、昭和40年の建設で老朽化が著しい現施設では、将来にわたり幅広いニーズに対応することは困難な状況でありますので、市としてアイヌ記念館の機能の充実のための新施設の整備に対し支援を行うこととし、そのための施設整備基本構想を教育委員会が主体となって、アイヌ記念館と協議しながら作成したものであります。

次に、施設整備の方針ですが、新たな施設のテーマとして、アイヌ記念館はアイヌ語で「ピリカウレシカ」、訳して「心豊かな暮らし」を感じることができる施設を目指しております。市といたしましても、拠点施設としてのアイヌ記念館が、展示、体験交流、文化伝承・人材育成、教育・地域コミュニティ、情報発信・調査研究といった多くの機能の接点となり、多くの人々が交流する施設となることを施設整備の方針として、これを基に新たな施設の規模や各室の配置の検討等を行いました。

次に、施設の構成と利用計画ですが、新たな施設の具体的な概要を御説明いたします。新施設は2階建てで、展示室や多目的ホールなどとともに、現施設にはない調理実習室、研究室、トイレを整備いたします。延床面積は378㎡で、これは平屋の現施設より若干広がっています。また、新施設の構造は鉄骨造で、ランニングコストに配慮した機械設備及び電気設備計画としております。

配置計画ですが、新施設の建設場所は、かつて売店として使われていた建物が建っているところとなります。それを解体して新施設を建設し、現施設は当面は残ります。そのため新施設をアイヌ記念館「新館」と呼んでおります。

展示計画では、アイヌ記念館の独自性のPRとして、近文のアイヌ文化や、川村カ子ト氏をはじめとする文化伝承者一人一人に焦点を当てた展示を行うとともに、特に旭川が発祥の地とされている木彫熊の展示の充実を図り、100体以上をひな壇で展示することを計画しております。また、現代作家の作品展示のスペースも設け、過去だけでなく現在のアイヌ文化の紹介を図ります。

平面計画では、展示室のほか、多目的ホールでは、ステージにおいてアイヌ古式舞踊や民族楽器の披露のほか、講演会やイベントなどを実施し、体験交流や教育、情報発信などの場とします。調理実習室では、アイヌ伝統料理の研究や講習、試食体験を実施します。現施設内にはトイレがなく、屋外トイレしかありませんでしたので、トイレの整備により、利用者のホスピタリティは大きく向上いたします。

2階については、展示室に加え、研究室を設けます。研究室は、北海道におけるアイヌコミュニティの中心として、日高や胆振、十勝や釧路地区とは異なる地域のアイヌ文化の研究を進めたいとするアイヌ記念館の意向に基づくものであり、将来の目標と位置付けております。

次に、概算建設費及び整備スケジュールです。概算建設費につきましては、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事、それに展示工事を合わせた総工事費として、2億円を見込んでおります。その工程につきましては、建物工事及び展示工事を合わせて10か月ほどが予定され、新館の開館については令和5年度になるものと見込んでおります。

以上、基本構想について御説明いたしました。現在は、国の担当部局である内閣府に対して各種資料を提出し、アイヌ政策推進交付金認定のための事前の審査を受けているところであり、9月末から10月初めに決定される国の認定を受けることができれば、整備スケジュールのとおり、本年

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| | | | <p>度の下半期に建物の基本設計及び実施設計、地質調査を実施することとしております。順調に進めば、令和4年度初めに工事に入っております。</p> <p>施設整備の実施主体はアイヌ記念館となりますので、市としての事業費はアイヌ記念館に対する補助金となります。その予算額は、基本構想には書かれておりませんが、本年度が設計費等で2,150万円、来年度が建設費等で約2億1千万円を見込んでおります。また、令和5年度においても外構工事等で一定の事業費が見込まれます。このうち8割が国費で、2割が市費となるところです。</p> <p>3年にわたる事業となりますので、教育委員会といたしましては、アイヌ記念館施設整備事業を速やかに実施できるよう、準備に努めるとともに、アイヌ記念館の機能充実の効果を更に発揮するため、市長部局と連携した取組の一層の拡大を図ってまいりたいと考えております。</p> |
| 教 育 長 | | | <p>報告事項(3)「川村カ子トアイヌ記念館施設整備に係る基本構想について」、御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 山 崎 委 員 長 | | | <p>土地は相手方の所有ですか。</p> |
| 文化振興課長 | | | <p>そのとおりです。</p> |
| 山 崎 委 員 長 | | | <p>そこに建物を建てて、相手方にお渡しするということですか。</p> |
| 文化振興課長 | | | <p>建物の所有者はあくまでアイヌ記念館でございますので、建築主体はアイヌ記念館になります。ただ、国の通知に従い、建物の所有者としては、法人である一般社団法人川村カ子トアイヌ記念館となります。</p> |
| 滝 山 委 員 長 | | | <p>観光文化施設としては駐車場が狭いように感じました。</p> |
| 文化振興課長 | | | <p>委員からの御指摘につきましては、次の課題になる部分であると認識しております。敷地内に設けることを考えると、旧売店のある位置しか建てる場所がなかったため、これに伴い駐車スペースがかなり狭くなっております。令和5年度以降の課題として検討してまいります。</p> |
| 教 育 長 | | | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 各 委 員 長 | | | <p>ありません。</p> |
| 教 育 長 | | | <p>それでは、報告事項(3)「川村カ子トアイヌ記念館施設整備に係る基本構想について」は、報告を受けたこととします。</p> |
| | | | <p>《 そ の 他 》</p> |
| 教 育 長 | | | <p>他に、何かありますか。</p> |
| 各 委 員 長 | | | <p>ありません。</p> |
| 教 育 長 | | | <p>ありません。</p> |
| | | | <p>《 秘 密 会 》</p> |
| 教 育 長 | | | <p>ここで皆さんにお諮りいたします。</p> |
| | | | <p>議案第2号「令和3年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について」及び報告事項(1)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p> |
| 各 委 員 長 | | | <p>異議ありません。</p> |
| 教 育 長 | | | <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「令和3年度旭川市文化賞受賞者について」、報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命(臨時代理)について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異</p> |

| | |
|-----------|---|
| 学 務 課 長 | <p>動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」は、会議録には概要を記載することといたします。</p> <p>議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択理由の公表について」、説明願います。</p> <p>令和3年8月定例教育委員会会議において、令和4年度から使用する中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書を採択いただいたところです。</p> <p>採択結果につきましては、8月27日に市のホームページで公表しております。</p> <p>採択理由を公表するに当たり、旭川市教科書調査委員会からの答申及び調査研究結果の報告、並びに教育委員会会議での審議経過を踏まえ、採択理由を次のとおり整理いたしました。</p> <p>本教科書は、中学校社会科の歴史的分野の目標や内容を踏まえ、各時代の特色を捉え、日本の歴史の大きな流れを理解し、歴史に関わる事象について主体的に学ぶことができるよう構成されています。</p> <p>特に、本市生徒の実態に応じ、身に付けさせたい力を育む観点では、各見開きや章末等に歴史的事象について考察し、話し合う活動を設定することにより、多面的・多角的に考察し、表現する力を育むことができるようにすることや、QRコードを掲載し、多様な資料等を活用できるようにすることにより、資料を関連付けて情報を読み取る力を身に付けることができるよう工夫されています。</p> <p>また、各章の扉や章末に、日本と世界の動きを表す年表を併せて掲載することにより、日本史と世界史の関連を捉えられるようにすることや、「歴史学習の終わりに」において、歴史的分野で学習したことを視点として、現代社会の課題について考察する活動を設定することにより、公民的分野との関連を図ることができるよう配慮されています。</p> |
| 教 育 長 | <p>議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択理由の公表について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> |
| 各 教 委 員 長 | <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択理由の公表について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> |
| 各 教 委 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択理由の公表について」は、原案どおり決定します。</p> |
| | <p><議案第2号「令和3年度旭川市文化賞受賞者について」></p> <p>令和3年度旭川市文化賞受賞者を決定することについて説明があり、原案どおりこれを決定した。</p> |
| | <p><報告第1号「旭川市音楽堂等運営協議会委員の任命（臨時代理）について」></p> <p>令和3年9月1日から令和5年8月31日までを任期とする旭川市音楽堂等運営協議会委員として任命することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> |
| | <p><報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」></p> <p>令和3年7月26日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分につ</p> |

いて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」>

令和3年8月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」>

令和3年7月30日から同年8月13日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項（1）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」>

重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について、報告を受けた。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和3年9月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教 育 長
各 委 員
事 務 局
教 育 長